

2022年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社カヤック  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 柳澤 大輔  
(コード番号 3904 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執行役員 管理本部長 柴田 史郎  
電 話 番 号 0467-61-3399

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2022年3月24日に開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ① さらなる企業成長を目指し企業理念を明確にするため、「商号」（変更案第1条）に通称を追加するものであります。
- ② 経営理念を明確にするため、「経営理念」（変更案第2条）を新設するものであります。
- ③ 企業理念及び経営理念の実現のため、今後も新たな事業展開や新規事業開拓を行なうべく、「目的」（変更案第3条）の変更を行うものであります。
- ④ 法改正により、「株主総会資料の電子提供」（変更案第19条）を新設し、現行定款第18条を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分を下線で示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社カヤックと称し、英文では KAYAC Inc. と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社カヤックと称し、英文では KAYAC Inc. と表示し、面白法人カヤックを通称とする。
<新設>	(経営理念) 第2条 当社の経営理念は「つくる人を増やす」とする。

<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>ホームページの企画、制作、運営及びサービスの提供</u></li> <li>2. <u>コンピュータシステムの企画、開発、管理、販売及びコンサルティング</u></li> <li>3. <u>インターネット、各種書籍、映像の企画、制作及び販売</u></li> <li>4. <u>広告、宣伝の企画、制作及び代理業</u></li> <li>5. <u>各種イベントの企画及び運営</u></li> <li>6. <u>経営コンサルティング業</u></li> <li>7. <u>各種情報の収集、処理及び提供サービス業</u></li> <li>8. <u>玩具の企画、開発及び販売</u></li> <li>9. <u>通信販売業務</u></li> <li>10. <u>有価証券の保有、売買及び投資</u></li> <li>11. <u>日用雑貨品の企画、開発及び販売</u></li> <li>12. <u>飲食店業</u></li> <li>13. <u>衣料用繊維製品、羽毛、紳士服、婦人服、子供服、肌着、スポーツ用衣類、身の回り品の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入</u></li> <li>14. <u>コンテンツ及びウェブサービスの開発、制作、販売及び提供</u></li> <li>15. <u>家具、インテリア用品の企画、開発及び販売</u></li> <li>16. <u>不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋及びこれらの代理、並びにコンサルティング</u></li> <li>17. <u>コミュニティビジネスの企画、運営</u></li> <li>18. <u>一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業</u></li> <li>19. <u>有料職業紹介事業</u></li> <li>20. <u>人事・庶務・総務・経理に関する事務の代行及びそれらに関するコンサルティング</u></li> <li>21. <u>投資業並びに投資顧問業</u></li> <li>22. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></li> </ol>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>日本的面白コンテンツ事業</u></li> <li>2. <u>以下の許認可、登録等を要する事業</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <u>労働者派遣事業及び職業紹介事業</u></li> <li>② <u>保育・病児保育事業等の子ども・子育てに関する事業</u></li> <li>③ <u>有料老人ホームの経営等の高齢者福祉・介護に関する事業</u></li> <li>④ <u>旅行業法に基づく旅行業</u></li> <li>⑤ <u>不動産の売買、賃貸、仲介及び賃貸管理</u></li> <li>⑥ <u>暗号資産交換業及び資金移動業</u></li> <li>⑦ <u>金融商品取引業</u></li> </ol> </li> <li>3. <u>その他適法な一切の事業</u></li> </ol> <p>&lt; 4～22 削除 &gt;</p>
<p>第3条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第4条～第18条 (条数繰り下げ、条文は現行のとおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

<p>類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>(株主総会資料の電子提供)  <u>第 19 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u>  <u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととすることができる。</u></p>
<p>第 19 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 20 条～第 43 条 (条数繰り下げ、条文は現行のとおり)</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>附則  <u>第 1 条 変更前定款第 18 条の規定の削除および変更後定款第 19 条の規定の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>  <u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。</u>  <u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2022 年 3 月 24 日
定款変更の効力発生日（予定）	2022 年 3 月 24 日

以 上